

## 正誤表

### 『この1冊で合格！ 水野健の宅建士 神テキスト 2024年度版』

本書の記述につき、下記のとおり誤りがございました。お詫びと共に訂正させていただきます。

(2024年3月15日現在)

初版訂正分

訂正箇所	誤	正
P40 「(3) 第三者による強迫」の2行目	相手方が <b>一方的にかわいそう</b> な善意・無過失であっても、取り消すことができます。	相手方が善意・無過失であっても、 <b>一方的にかわいそう</b> なAは、取り消すことができます。
P140 「③妨害排除請求権」の2行目	行為を <b>禁止</b> された場合は	行為をされた場合は
P406 図「都市計画の決定までの流れ」③審議会の議などを経て、決定する	〈町村の場合〉 都道府県知事に協議し、その同意を得る 〈市の場合〉 都道府県知事と協議する <b>(削除)</b>	・都道府県知事と協議する
P465 図「事前届出制と事後届出制の違い」	⇒ <b>事後</b> 届出制では、	⇒ <b>事前</b> 届出制では、